

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

都 市 建 設 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 中 田 靖 人

副 委 員 長 奈 良 岡 隆

1 開催日 平成28年6月16日（木曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

議案第120号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	中田靖人	委員	村川みどり
副委員長	奈良岡隆	委員	渡部伸広
委員	橋本尚美	委員	花田明仁
委員	奈良祥孝	委員	大矢保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	相馬政美	都市整備部参事	岡山幸司
都市整備部長	金子牧子	都市整備部参事	長井道隆
都市整備部理事	八戸認	水道部参事	伊藤三千雄
水道部長	相馬政人	都市政策課長	佐々木浩文
水道部理事	澁谷修	水道部総務課長	一戸隆雄
交通部長	堀内隆博	交通部管理課長	今国弘
都市整備部次長	赤坂寛	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	横内智徳	議事調査課主査	山内克昌
---------	------	---------	------

○中田靖人委員長 それでは、ただいまから都市建設常任委員会を開会いたします。

今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件について、ただいまから審査いたします。

議案第 120 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 120 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料の 1 ページ目をごらんください。

青森市では、民間にできることは民間に委ねるという基本方針のもと、比較的面積の大きい近隣公園以上の都市公園に関し、青森地区におきましては 14 公園について、また、浪岡地区におきましては 2 公園について指定管理者制度を導入し、管理を行っております。

青森地区の現在の指定管理期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 カ年となっており、平成 29 年度から新たな指定期間が始まることとなります。

このことから、青森地区におきましては、これまでの 14 公園のほかに、指定管理者に管理を移行することで市民サービスの向上が図られる大野中央公園を新たに追加し、15 公園について指定管理者制度を導入し、管理を行ってまいりたいと考えており、そのため、青森市都市公園条例の一部を改正するものであります。

それでは、資料の 2 ページ目の議案第 120 号関係資料、青森市都市公園条例新旧対照表をごらんください。

第 27 条は、指定管理者による管理について規定をしておりますが、文末の「行わせる」の次に「ことができる」を加えまして、「行わせることができる」とする改正であります。

このことにつきましては、条例で規定した指定管理者導入施設におきまして、指定管理者による管理から市直営による管理へ変更したケースもありましたことから、そのような事態が生じたとしても、管理主体が円滑に移行できるように今回の条例改正に合わせて「行わせることができる」とするものであります。

また、第 27 条等に関係する別表 7 に掲げているのは、指定管理者により管理する公園であり、平成 29 年度から新たに指定管理としたい大野中央公園を加え、16 カ所から 17 カ所に改正するものであります。

これらの一部改正につきましては、平成 29 年 4 月 1 日からの施行を予定し

ているものであります。

以上、青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中田靖人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中田靖人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中田靖人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 120 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)